

（あて先）岐阜市長

住所（登録事業者の住所又は主たる事務所の所在地）

氏名（登録事業者の商号又は名称及び代表者名）

サービス付き高齢者向け住宅事業定期報告書

岐阜市サービス付き高齢者向け住宅事業事務取扱要綱第11条の規定により、別紙のとおり登録住宅の業務の状況等を報告します。

備考

- 1 年 月 日時点での業務の状況等について、年 月 日までに別紙により報告してください。
- 2 登録事項の内容は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」で確認できます。
- 3 登録事項又は登録申請書等に添付した書類（入居契約に係る約款等）の記載事項に変更があったときは、変更があった日から30日以内にその旨を届け出る必要があります。